

**基調講演「報道の自由と取材源の秘匿 — 鹿児島県警問題を中心に」**

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 鈴木秀美

**1 問題の所在**

刑事訴訟法149条は、法廷における証言について、医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあった者に、業務上委託を受けたために知りえた他人の秘密に関する事項についての証言拒絶権を認めている。これらの職業や業務に対する社会的信用を保護し、それによってその業務自体を保護するためである。証言義務という刑事司法に協力する義務を犠牲にしてまで業務を保護しようとするのだから、上記の列举は「制限列举」とであると解されている（通説）。ただし、たとえ制限列举であるとしても、報道関係者が取材源について証言を拒否した場合に、証言拒絶罪で処罰できるか否かは別問題で、報道関係者が取材源について証言を拒否したことを正当行為（刑法35条）と認めることができるという学説もある。

また、刑法105条は、証言拒絶権を認めている職業について、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことを認めている。上記の職業の列举も「制限列举」とであると解されている。

そこで、具体的事件においては、ジャーナリストにも取材源を秘匿するため証言拒絶権や押収拒絶権が認められるか否かが、憲法21条の取材・報道の自由を手がかりに争われることになる。

ニュースサイト「ハンター」強制捜査事件（2024年4月8日）では、鹿児島県警の情報が外部に漏洩したとして、取材源の元巡査が逮捕され、ニュースサイト「ハンター」が強制捜査を受けた。このとき、鹿児島県警が確認しようとした取材源（元巡査長）のほか、別の情報提供者（元生活安全部長）がいることがこれにより特定された。元巡査長は、地方公務員法の守秘義務違反で起訴され8月5日に有罪判決を受けた（懲役1年執行猶予3年）。元生活安全部長は、国家公務員法の守秘義務違反で起訴された。取材源の秘匿との関係で、この強制捜査にどのような問題があったのか？

**2 憲法21条と取材の自由・報道の自由**

報道の自由は、報道機関が事実を伝える自由を意味する（⇒「意見」と「事実」の区別に注意）。ただし、ここでいう事実とは、正確には「ニュース」のことを意味する。報道は、①取材する出来事を選択→②取材によるニュース素材の収集→③ニュース素材の編集と整理→④ニュースの報道というプロセスを経る。報道機関が伝える事実は、ニュースヴァリュー（ニュースとして世の中に伝える価値）という基準に従い、優先順位を付けられ新聞記事として紙面化されたり、放送の順番や時間の長さが決められる。

取材の自由と報道の自由についての最高裁のリーディングケースは、1969年の博多駅事件決定（最大決昭和44・11・26刑集23巻11号1490頁）である。この決定において最高裁が、報道の意義を国民の知る権利に奉仕するものと位置づけ、それを根拠に報道の自由を認めたのは、定期的なニュースの提供という報道機能を憲法的に保護するためと考えられる。

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」。

### 3 取材資料の提出強制・証言強制が報道機関に与える影響

報道関係者は、法廷等において証言・資料提出を求められた場合、職業倫理としてこれを拒否する。匿名を希望する取材源（＝情報提供者）から得た情報の場合は、取材源を秘匿して取材源との信頼関係を維持するためであり、取材資料（取材活動を通じて収集した情報やそれを記録したノートや電子媒体、テレビの場合は映像を記録したビデオ、DVD等）の場合には、取材資料の目的外使用を拒んで報道の中立性や公正さを確保し、取材相手や視聴者との信頼関係を維持するためである。

法廷における証言の場合、報道関係者が証言を拒否すれば、強制的に自白させることは難しいので取材源が明らかになることはない。これに対し、検察・警察が報道機関に対して捜索・押収を行う場合、編集作業に関連する取材資料が検察・警察にわたってしまう。編集作業中の取材資料の中には、取材源の秘匿を条件に入手した情報が含まれている可能性があるため、報道機関に対する捜索・押収は、報道の中立性に対する信頼を損なうだけでなく、取材源と報道関係者の信頼関係を壊してしまうおそれがある。また、かりに取材源の秘匿を条件にした情報が含まれていない場合にも、報道機関に対する捜索・押収が行われると、編集作業の内容が検察・警察に知られてしまい、編集における秘密が侵害され、将来の取材・報道に萎縮効果を及ぼすおそれもある。

刑訴法に報道関係者を保護する明文規定がないため、報道関係者は、憲法21条の趣旨を考慮した現行法の解釈として証言拒絶権や押収拒絶権を裁判で主張しなければならない。

### 4 取材源の秘匿についての判例と学説

#### (1) 判例

##### a) 石井記者事件（最大判S27年8月6日）

刑事事件における新聞記者の証言拒絶権を否定した。刑訴法149条の医師・弁護士等の証言拒絶権は、限定列举であり、他の場合に類推適用すべきでないとした。表現の自由の保障に取材の自由は含まれないことが示唆された。

##### b) 島田記者事件（札幌高決S54年8月31日判例時報937号16頁）

民事事件における新聞記者の証言拒絶権を認めた。民事訴訟法281条1項3号旧規定（現行197条1項3号）は、「職業の秘密」についての証言拒絶を認めている。札幌高裁は、「新聞記者の側と情報を提供する側との間において、取材源を絶対に公表しないという信頼関係があつて、はじめて正確な情報が提供されるものであり、従って取材源の秘匿は正確な報道の必要条件」であり、「自由な言論が維持されるべき新聞において、もし記者が取材源を公表しなければならないとすると、取材源を信頼させ安んじて正確な情報を提供させることが不可能ないし、著しく困難になることは、当然推測されるところであるから、新聞記者の取材源は右『職業の秘密』に該ると解するのが相当である」とした。

最高裁は、この決定に対する特別抗告を却下（最決昭和55年3月6日判例時報956号32頁）。

##### c) NHK熊田記者事件（最決平成18年10月3日）

NHK（日本放送協会）は、1997年10月9日午後7時のニュースで、アメリカの健康食品会社アロエベラ社の日本法人A社が、原材料費を水増しして所得隠しをし、日本の国税当局から追徴課税を受け、また、アメリカの国税当局も関連会社に追徴課税をしたと報道した。翌日には、主要新聞社も同様に報道し、アメリカでも同様の報道がなされた。アロエベラ社は、この報道の結果、株価の下落、配当の減少等による損害を被ったなどと主張して、合衆国を被告としてアリゾナ州地区連邦地裁に損害賠償請求の訴えを提起した。同社は、アメリカの国税当局職員が、日米同時税務調査の過程で、日

本の税務官に、国税庁が日本の報道機関に違法に情報漏洩をすると知りながら、無権限でしかも虚偽の内容の情報を含むアロエベラ社とA社の徴税に関する情報を開示したことにより、国税庁の税務官が取材源となって上記のような報道がなされたと主張した。アロエベラ社が、この事件における開示（ディスカバリー）の手段として、前述した報道の取材をしたNHK熊田記者の証人尋問を申請したところ、熊田記者は、2005年7月8日、アメリカ連邦地裁の嘱託に基づき新潟地裁で実施された証人尋問において、取材源の特定に関する証言を拒絶した。同地裁がこの証言拒絶に理由があるものと認め（平成17・10・11日）、東京高裁もアロエベラ社側の抗告を棄却したため（平成18・3・17）、同社側から抗告許可の申立てがなされた。

抗告棄却。民訴法197条1項3号は「職業の秘密」の証言拒絶について規定している。職業の秘密とは、「その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される」（最高裁平成12年3月10日民集54巻3号1073頁）。ある秘密がこの職業の秘密に当たる場合にも、証言拒絶が認められるのは保護に値する秘密に限られる。その秘密が保護に値するか否かは、「秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられる」。

「報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は職業の秘密に当たるといふべきである。そして、当該取材源の秘密が保護に値する秘密であるかどうかは、当該報道の内容、性質、その持つ社会的な意義・価値、当該取材の態様、将来における同種の取材活動が妨げられることによって生ずる不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、その持つ社会的な意義・価値、当該民事事件において当該証言を必要とする程度、代替証拠の有無等の諸般の事情を比較衡量して決すべきこととなる」。

取材の自由の意義に照らせば、「取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有する」。「当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきあり、証人は、原則として、当該取材源に係る証言を拒絶することができると解するのが相当である」。本件では、上記のような事情は認められず、熊田記者は取材源に係る証言を拒むことができる。

#### d) 草薙厚子『僕はパパを殺すことに決めた』（講談社）と取材源秘匿の問題（2007年）

2007年9月14日、奈良地検は、家族3人が焼死する放火事件を起こした少年の供述調書が単行本『僕はパパを殺すことに決めた』に引用されたことに関連して、秘密漏示の容疑で少年の精神鑑定を行った医師の自宅と勤務先のほか、著者（フリー・ジャーナリスト）の自宅を家宅捜索した。この医師は、10月14日、供述調書を同書の著者に見せたとして逮捕され、11月2日には起訴され、執行猶予付きとはいえ有罪（懲役4ヶ月執行猶予3年）となった（最終平成24年12月2日13日）。

この事件では、著者・医師の側にも問題があるものの、取材源が誰かを調べるためにジャーナリストの自宅を捜査しただけでなく、証拠隠滅や逃亡のおそれがないにもかかわらず取材源である医師を逮捕し、秘密漏示の罪で起訴までしたことは、検察による表現・報道の自由に対する威嚇といわれてもやむをえない側面がある。本件では、供述調書をほぼそのまま本にしており、著者は取材源が誰か明かしていないが、掲載された調書の範囲から取材源が容易に特定されてしまった。

検察は、著者についても共犯としての立件を視野に入れていたが、通常の取材の範囲を超えた金銭の受け渡しや違法行為がなかったため、沖縄密約事件最高裁決定に照らして立件は難しいと判断し、著者は不起訴とする方針を固めたと報道された（2007年10月11日朝日朝刊）。

⇒関西テレビのドキュメンタリー「さまよう信念 ～情報源は見殺しにされた～」

[https://www.youtube.com/watch?v=DKoG\\_xAYGNQ](https://www.youtube.com/watch?v=DKoG_xAYGNQ)

この番組は、当事者（医師）の崎濱盛三さん、編集者の山中武史さんや著者をインタビュー。

e) 田原総一郎氏取材テープ事件（大阪高決平成23年10月20日判例時報2113号107頁）

田原氏は2009年4月のテレビ番組で、拉致被害者の有本恵子さんについて「外務省も生きていないことは分かっている」などと発言。これについて、有本さんの家族が虚偽の発言で精神的苦痛を受けたとして、田原氏に1千万円の慰謝料を求め、同年7月に提訴した。田原氏は発言の根拠として、外務省幹部への取材テープの一部を文書化して証拠提出したが、有本さん側が録音テープの証拠としての提出を要求した。

神戸地裁は「テープを引用した以上、秘密保持の利益を放棄したと解釈できる」としてテープの提出を命じた。田原氏側は、録音されている声から取材源が特定される危険性などを指摘し、大阪高裁に即時抗告。

大阪高裁は、田原総一郎氏の発言をめぐり、田原氏に取材テープの提出を命じた神戸地裁決定を取り消した（確定）。「テープには音声や言い回しなどが録音されており、取材源の特定につながる情報が含まれている可能性が高い」と認めた上で、「テープの提出が必要不可欠という事情は認められず、取材源の秘密は保護に値する」と判断した。大阪高裁は、NHK記者が取材源を秘匿するための証言拒否を認めた2006年の最高裁決定を踏襲し、取材源の秘匿について「取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値がある」と述べた。その上で、田原氏が取材相手の特定につながる情報は開示しない約束で取材した経緯などに触れ、「提出を拒んだからといって、直ちに訴訟手続きにおいて信義則に反し、公平性を害するとはいえない」と判断。「文書化した書面の正確性は、作成者を証人尋問することでも確認できる」と指摘した。

## (2) 憲法の学説

a) 多数説（公共的利益説）：日本の憲法学説の多くは、取材の自由に依拠して報道関係者の証言拒絶権を認めるにあたって、いわゆる公共的利益説をとっている。この説は、報道機関の民主的世論形成機能に着目して、そうした公共的利益を維持する前提条件に対する憲法的保護を認める。その代表的な論者である佐藤幸治は、自由な情報流通に対する公衆の利益を証言拒絶権の根拠としている。報道関係者の取材活動は、取材源との信頼関係によって成り立つからであり、学説もそれが憲法の保護を受けることを認めている。

取材源の開示は、報道関係者への情報提供に萎縮的效果を与える。取材源を一度でも開示した報道関係者は、ジャーナリストとしての信頼を失い、取材源からの情報を入手することが困難になる。内部告発は、取材源の開示が萎縮的效果を及ぼす典型的な例である。

ただし、訴訟法によりどのような証言拒絶権をどの範囲の報道関係者に認めるか、それを決めるのは第一次的には立法者であり、具体的にどのように定めるかは立法者の裁量に委ねられている。

b) 消極説：将来の取材活動にとっての抑止効果のみでは、なぜ報道関係者だけが取材源を秘匿できるのか説明として不十分であるとし、「取材源秘匿権は憲法21条に親和的な権利であるが、憲法21条の要請であるとまでは言えない」とする見解もある（小山剛「取材源の秘匿」法教236号18頁以下、玉蟲由樹・論究ジュリスト2018年春号32頁以下）。

### (3) 刑事事件における新聞記者の証言拒絶権

刑訴法 149 条は、医師や弁護士に証言拒絶権を認めているが、民訴法の「職業の秘密」にあたる規定を含んでいない。現行刑訴法の下で新聞記者が取材源を秘匿するために証言を拒むことが法的にも許されるか否かについて、学説の意見は分かれている。ただし、実務では、新聞記者が証言を拒んでも、それ以上証言を求めず、事実上取材源については拒否権が認められてきた（内田文昭ほか『刑事訴訟法』青林書院）。

学説には、刑事裁判と民事裁判の目的・性格の違いを強調して、刑事と民事で異なる結論をとって、刑事事件で新聞記者に証言拒絶権を認めることはできないとする見解もある。

しかし、公正な裁判の実現という観点から、刑事と民事でそれほどの相違を認めることができるかは疑問であり、刑事事件においても証言拒絶権は認められなければならないという見解も唱えられている（『基本法コンメンタール憲法〔第4版〕132頁』）。

刑訴法 149 条について制限列举説をとる場合にも、「一定の場合に証言拒絶罪の成立を妨げる事由としての『正当な理由』（刑事訴訟法 161 条 1 項）があるものとして扱うことも考えられる」という指摘もある。この論者は、最高裁は、石井記者事件でこれについて消極の見解を示しているが、当時の取材の自由の理解は博多駅事件で示された理解とは異なっているため、石井記者事件の考え方が今もそのまま妥当するとみるのは相当ではないという（池田公博「刑事裁判における取材源の秘匿」141頁）。この他、刑訴法 149 条の列举はあまりに制限列举的であり、現状にそぐわないのではないかとの批判もある。田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』317 頁や、庭山英雄・岡部泰昌『刑事訴訟法〔第3版〕』は、取材の自由と刑事手続における真実発見の利益について諸般の事情を比較衡量して、解釈上拒否権が認められる可能性があるとする。取材源の秘匿を守ることが国民の知る権利の観点から裁判の公正よりも優越すると考えれば、正当な業務行為として違法性を阻却する（刑法 35 条）という解釈がなりたつとも考えられる。

## 5 アメリカとドイツの動向

### (1) アメリカ

#### i) 取材源の秘匿（判例と立法）

アメリカ合衆国最高裁は、1972 年のブランズバーク判決において 5 対 4 の僅差であるが、大陪審におけるマス・メディアの証言拒否権を認めなかった（大陪審では、刑事事件において被告人を正式起訴するかどうかを一般市民 23 人が決定する。大陪審は、市民を不当な起訴から守る役割を果たしている。大陪審には警察や検察さえもたない強力な捜査権限が与えられている。大陪審で起訴が認められるとトライアル（正式の事実審理）に進む）。

ただし、この判決で、スチュワート判事は、条件付きで証言拒否権を認める反対意見を示した。政府が取材源の開示を記者に強制するためには、「①記者が特定の蓋然的な違法行為と明らかに関連する情報を有していると信ずるべきもつともな理由、②第 1 修正の権利（表現の自由）を侵害する程度の軽い他の手段によっては、その情報を入手しえないこと、および③その情報を得ることの不可欠で優越的な理由、を証明する必要がある」とした。ここで示された 3 要件は、下級審によって受け入れられただけでなく、州の取材源秘匿保護法（シールド法）の手がかりとされた。日本の憲法学説もこの反対意見を手がかりにしている。

アメリカの 31 州とコロンビア特別区では取材源秘匿保護法（シールド法）によって記者に取材源秘匿のための証言拒絶権が認められている。下級審判例は、大陪審を除き、刑事と民事、または民事のみで報道関係者の取材源秘匿権を原則として認めている。なお、連邦シールド法について、立法の機運が高まることがときどきあるが、まだ実現していない。このため、連邦の法廷で記者が証言を拒ん

で法廷侮辱罪となり拘置所に収監されることも少なくない。

ii) プライバシー保護法による押収の原則禁止

アメリカ合衆国最高裁は、1978年のスタンフォード・デイリー事件において、警察によるスタンフォード大学新聞発行事務所に対する押収を5対4の僅差ながら合憲とした。

この事件では、ベトナム戦争後期、反戦と大学改革に関連する大学紛争が各地で発生し、スタンフォード大学でも大学病院が占拠され、それが警察官傷害事件に発展した。警察は、これに関与した学生らを割り出すため、搜索許可状をとって大学新聞「スタンフォード・デイリー」の事務所にある写真を押収しようとした。新聞社は、表現の自由と、搜索押収手続きを定めた修正4条違反を主張して裁判で争った。下級審では学生らに有利な判断が示されたが、最高裁はこれをくつがえした。新聞発行者にとっての搜索・押収の不利益を避けるため、令状発行が「念を入れた厳密さ」のもとで行われるなら、修正4条違反にはならないとされた。この判決はジャーナリズムへの目配りが足りないとの批判を受け、連邦議会も不満だった。

そこで、修正1条（表現の自由）にかかわる諸活動に従事する者の作業産出物件とドキュメンタリー素材を捜査する目的の搜索押収を原則として禁止する「プライバシー保護法」が1980年に制定された。

(2) ドイツの動向

ドイツでは、刑法・民法によって報道関係者に取材源（取材源の身元とそこから提供された情報）についての証言拒絶権が認められてきた。憲法が保障するプレス（報道）の自由（基本法5条1項2文）には、記者と取材源の間の信頼関係の保護も含まれると考えられている。

刑法53条1項1文5号は報道関係者に取材源秘匿のための証言拒絶権を認め、同法97条5項はその証言拒絶権が及ぶ範囲で、権利の主体または編集部が保有する資料等の差押えを禁止している。この禁止は、共犯や犯人隠匿等の疑いがある報道関係者には妥当しないが、その場合にも、差押えが許されるのは、取材・報道の自由を考慮しても、差押えが事件の意義との関係で均衡性を失っておらず、かつ事態の解明または被疑者の所在地の捜査が他の方法によっては見込みがないか、ほとんど困難な場合に明文により限定されている（詳細は、池田公博『報道の自由と刑事手続』有斐閣、2008）。

2002年には、刑法が改正され、報道関係者が自己取材により収集した情報についての証言拒絶も認められた（ただし、刑法に列挙された重大犯罪に関連する自己取材情報は法廷で証言を拒めず、取材源の秘密に比べて保護の程度は緩和されている）。

・連邦憲法裁判所の「キケロ」事件判決（2007年2月27日）

テロリストに関する連邦刑事局報告書（2004年9月6日付）が月刊誌「キケロ」の記事で引用されたことがきっかけとなり、内部調査にもかかわらず報告書を漏洩した職員本人を特定することはできなかったため、検事局が「キケロ」編集部に対する搜索・押収を行った。編集長Wは、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立て、プレス（報道）の自由に基づいて、たとえ職員の職務上の秘密であっても、当該秘密を保持する義務を負っていない記者を、記事公表を理由に秘密漏洩幫助として罰することは許されず、また、取材源の身元を明らかにするために編集部に対し搜索・押収を命じることも許されないと主張した。Wは、編集部のコンピュータのハードディスクに保存されたデータを検察がコピーしたこともプレス（報道）の自由の深刻な侵害であるとも主張した。連邦憲法裁判所第1法廷はWの主張を認め、月刊誌「キケロ」編集部に対する搜索・押収は違憲とされた（8人の裁判官の7対1）。

ドイツ刑法 353b 条 1 項は、公務担当者が職務上の秘密を権限なく漏示し、それにより重要な公の利益を危険にさらすことを処罰する（職務上の秘密漏示罪）。法定刑は、5 年以下の自由刑又は罰金刑。キケロ事件判決を受けて、刑法 353b 条 3 項の次に、刑訴法により証言拒絶権を認められた報道関係者の場合、秘密漏洩の幫助行為は、それが秘密情報の「受領・評価・公表である限り違法ではない」と定める 3 a 項が追加された。これにより、報道関係者による秘密情報の受領・評価・公表である限り、共犯であるとの理由により犯罪関連性の例外として捜査機関が搜索・差押えを行うことが難しくなった。また、刑訴法 97 条 5 項も改正された。犯罪関連性の例外について、共犯者である場合の例外は、「明らかな事実が犯罪への関与について差し迫った嫌疑を根拠づける場合に限り」認められる、という規定が追加された（2012 年 8 月 1 日施行）。

## 6 立法による解決の必要性

取材源を明示しない報道は、報道機関が政府や企業による情報操作にのってしまふ危険をはらむ（→アメリカのプレイム事件）。ただし、報道機関が調査報道を行う際、取材源となる人が、国家秘密や企業の存亡にかかわるような不正について内部告発するためには、取材源の身元を匿名にして取材源を守る必要があるし、法廷で証言を求められた場合の記者による取材源秘匿は不可欠である。報道機関が調査報道を行うためには、民事事件においてだけでなく、刑事事件においても、報道関係者が取材源を秘匿するための証言拒絶は認められる必要がある。

もし現行訴訟法の解釈によってこれを認めることが困難であるとすれば、立法による解決の可能性を検討する必要がある。報道機関に取材源秘匿のための証言拒絶権を訴訟法に明記するためには、その主体の範囲、権利の内容（取材源か、自己取材情報も含むか）、権利の限界（証言強制が許される場合とその例外）などを決めなければならない。

日本では、1996 年の民訴法全面改正の折に、報道関係者の証言拒絶権の明文化が検討されたが、報道機関が、取材源の秘匿だけでなく、自己取材情報を目的外利用から保護するための包括的証言拒絶権に固執したこともあり実現はしなかった（飯室勝彦・法セミ 501 号 18 頁以下）。

なお、2003 年の個人情報保護法では、報道機関に適用除外が認められた（現行 57 条 1 項 1 号、制定当時 50 条 1 項 1 号）。この適用除外は、報道関係者の取材活動、とりわけ取材源秘匿権の保護に資するものである。同法は、報道機関に「報道を業として行う個人」も含まれるとしており、取材源秘匿権の主体の範囲を考えるうえでも参考となる。

### <参考文献>

池田公博『報道の自由と刑事手続』有斐閣、2008。

同「刑事裁判における取材源の秘匿」ドイツ憲法判例研究会編『憲法の規範力とメディア法』（信山社、2015）135 頁以下。

上口裕『刑事司法における取材・報道の自由』成文堂、1996。

鈴木秀美「取材・報道の自由」鈴木秀美ほか編『表現の自由 I』尚学社、2011。

ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 IV』信山社、2018 年（キケロ事件の解説所収）

鈴木秀美・三宅雄彦編『ガイドブック ドイツの憲法判例』信山社、2021 年